

令和2年4月8日

「緊急経済対策」に対する会長談話

公益財団法人 全国法人会総連合  
会 長 小 林 栄 三

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束時期がいまだ見通せず、企業活動に深刻な影響を与えている。経済活動が縮小している状況のなか、企業は事業継続を図るために様々な努力を行っているものの、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

政府はこれまで、「緊急対応策」第1弾、第2弾を公表し、雇用調整助成金の要件緩和や特例措置の拡大、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の創設等、雇用対策や資金繰り対策等を講じてきた。

さらに、4月7日に閣議決定された「緊急経済対策」では、中小企業の資金難に配慮した給付金措置や、納税や社会保険料の支払いを1年間猶予する制度のほか、固定資産税及び都市計画税の軽減措置（償却資産・事業用家屋）等の税制支援措置が取りまとめられた。国や地方は、これまでの制度と併せて周知・広報の徹底、申請手続きの簡便化を図る等、実効性のある制度とし、企業の倒産・廃業を防ぐことに全力で取り組まなければならない。

企業を取り巻く環境は刻々と悪化している。とりわけ、我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じるのが最も重要である。そして、感染拡大が収束する段階になった際には、我が国の経済社会の回復のために、中小企業の活性化に資する税制を含めたさらなる措置が必要となろう。

経営者の団体である法人会においては、会員企業とともに未曾有の危機を乗り越え、中小企業の繁栄なくして日本経済の再生はあり得ないとの観点から、中小企業が事業を継続していくための提言を行っていくとともに、事業者に対して有益な情報を収集し、周知活動を行って参りたい。

以 上